

平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額に関する
計算書

事業 年度	:	:	法人名	
----------	---	---	-----	--

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表 5 の 2 ⑪	①		円
当該事業年度の月数	②	/	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所 得 割	所得金額総額 第 6 号様式⑳	④				
	年 400 万円以下の金額 第 6 号様式㉑	⑤	0.00	円 0.00		円 0.00
	年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 第 6 号様式㉒	⑥	0.00	0.00		0.00
	年 800 万円を超える金額 第 6 号様式㉓	⑦	0.00	0.00		0.00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第 6 号様式㉔	⑧	0.00	0.00		0.00
	軽減税率不適用法人の金額 第 6 号様式㉕	⑨	0.00	0.00		0.00
付 加 価 値 割	付加価値額総額 第 6 号様式㉖	⑩				
	付 加 価 値 額 第 6 号様式㉗	⑪	0.00	円 0.00		円 0.00
資 本 割	資本金等の額総額 第 6 号様式㉘	⑫				
	資 本 金 等 の 額 第 6 号様式㉙	⑬		円 0.00		円 0.00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0.00		0.00
差引		(⑭のイ) - (⑭のロ)	⑮	0.00		

3. 平成 28 年改正法附則第 5 条第 2 項から第 7 項までの控除額に関する計算

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 0.00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40 億円 - ③)/40 億円)	⑰	0.00

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 0.00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(40 億円 - ③)/20 億円	⑲	0.00

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が 30 億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 0.00
③が 30 億円超 40 億円未満の場合の控除額	⑮×(40 億円 - ③)/40 億円	㉑	0.00